

大蔵委員會議録 第十号

昭和二十六年十一月五日(月曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事奥村又十郎君

理事小山 長規君 理事西村 直己君

淺香 忠雄君 有田 二郎君

大上 司君 佐久間 徹君

島村 一郎君 清水 逸平君

塚田 十一郎君 三宅 則義君

宮腰 喜助君 上林與市郎君

松尾トシ子君 深澤 義守君

中野 四郎君

出席政府委員

大蔵事務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官 (理財局長) 石田 正君

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

参議院議員 紅露 みつ君

外務事務官(管理) 池田千嘉太君

大蔵事務官(理財) 上田 克郎君

大蔵事務官(理財) 樋田 光男君

国民金融 樋田 光男君

公庫總裁 樋田 光男君

衆議院参事(法) 樋田 光男君

衆議院第二部長 樋田 光男君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

十一月二日
未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願(丸山直友君紹介)(第五九三号)
同(刈田アサノ君外一名紹介)(第五九四号)

同(佐藤親弘君紹介)(第六二九号)
公務員の新退職給與制度確立に関する請願(長野長廣君紹介)(第五九五号)

同(小松勇次君紹介)(第六二四号)

水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願(中馬辰猪君外一名紹介)(第六二五号)

同(川端佳夫君紹介)(第六二六号)

たばこ小売人の利益率引上げに関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第六二七号)

北陸財務局廃止反対の請願外一件(南好雄君紹介)(第六二八号)

在外資産の補償等に関する請願(三木武夫君紹介)(第六七九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合国財産補償法案(内閣提出第五号)

在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案(内閣提出第一四号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)

○農林委員長代理 これより會議を開きます。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑に入ります。深澤義守君。

○深澤委員 国民金融公庫の問題について質問をいたします前に、輸出銀行の問題について、銀行当局からいろいろ

いろいろ御答弁をいただいたのでありますが、政府当局に対して質問する機会を得なかつたので、この際二、三の点について御質問を申し上げたいと思つております。それはこの提案理由の説明には、輸出振興の重要性にかんがみて、輸出銀行の出資を追進するのであるという提案理由であります。この補正予算の説明書を見ますと、後進国開発計画等を考慮して、補正追進するのであるという説明になつてゐるのであります。この後進国開発計画といふものと輸出銀行との関連性について、ひとつ銀行局長から御答弁をお願いしたいと思います。

○河野(通)政府委員 輸出銀行の増資につきましては、ただいまお話がありましたように、全体として輸出を振興いたすために、この資金力を拡充いたすことが目的であるのであります。その輸出を振興いたします相手方といたしましては、今お話の後進国という言葉がいろいろかざされてゐますが、東南アジア方面、比較的今後開発を大いに期待される方面へのプラント輸出、これによつてその地域が開発されることによりまして、たとえばゴア等につきましても、その鉄の山を大いに開発いたしますために、鉄の開発用の機械その他のプラントを輸出いたします。その輸出をいたしました結果、それによつて鉄鉱石が増産になり、その増産になつた鉄鉱石を日本が買いとりまして、その買取代金をもつて今申し上げたプラント輸出の代金

を回收する、こういうふうな仕組みになつておるわけでありまして。これはゴアについて一例を申し上げたわけでありまして、その他鉄あるいは石炭等につきましても、同じような問題が多々あると思ひます。いわゆる後進国開発計画といふのは、アメリカ政府におきまして着々計画が進んでおるのであります。私ども具体的な内容については、まだつまびらかにいたしていません。しかしながらいざいざいたしましてもその地域が開発されること、わが國の輸出市場を開拓し、またわが國が最も必要といたしております原材料、ことに鉄とか石炭、そういうものを加工いたしますために、きわめて必要なことであると思つております。この關係の開発用の資金の流れにつきましても、あるいは直接アメリカからこの地域に投資されるものもありましよう。その投資によつて、日本から物を買ふというルートによつて出されるものもあると思ひます。またそうでなくとも、今申し上げましたように、わが國が自分の外貨の支拂いを受けるのをある程度延ばしてやる。そうして日本から輸出をいたしまして、その代金の支拂いを数年間先へ延ばしてやる。そういうことによりましてこの輸出を促進し、あわせてその地域の開発によつて、わが國が必要といたします鉄鉱石、石炭等の輸入を促進して行く、こういうふうな仕組みもあると思ひます。輸出銀行が担当いたしますのは、もつぱらその後者の分野において、今後その活躍をいたして参りたい、かように考へておる次第であります。

○深澤委員 そうすると、ここに予算説明書にあります後進国開発計画といふのは、アメリカのいわゆるポイント・フォアのことをさしておるのであります。

○河野(通)政府委員 ただいま申し上げましたように、後進国と申しますか、要するに東南アジア地域において、さらに開発が進められる地域の開発の方法といたしましては、アメリカのいわゆるポイント・フォアに基きましてアメリカの資金によつて行われますもの、今申しましたように、わが國が自分の経済に必要といたします資源を確保いたすために、その地域を開発して、それによつて掘り出された鉄鉱石、石炭等を輸入して行く、そのために必要な開発資金なり開発資材を輸出して行く、こういうふうな方法と二つあるわけがあります。これが第一の方法と第二の方法とがいろいろの形で結合いたしますか、關係を持つて来ることもあると思ひますけれども、輸出銀行が担当いたしますのは、今申し上げました後者の部分であると御了解いただきたいのであります。

○深澤委員 そこで先般も輸出銀行当局にお伺ひしたのでありますが、プラント輸出の問題が非常に困難に達着しておる。日本の原材料が国際価格よりも非常に割高であるということのため

に、輸出が行き詰みつつある。最近は多少その曙光が見えて来たけれども、なお相當の困難が伴うという趣旨の答弁をいただいたのでありますが、その点についての見通しは、政府当局はどういうぐあいに考えられておりますか。

○河野(通)政府委員 お話のようにこの輸出、ことに長期の輸出につきましては、國際經濟の動き、しかも前途の見通しということが、非常に大きな影響を持つて参りますことはお話の通りであります。將來相當プラント輸出をして、長い金融をいたしますためには、その代金が安定した状態においてこちらに回収できるということが、非常に必要なことだと思ひます。しかしながらこれは結局は程度の問題でありまして、朝鮮動乱が勃発いたしましたから當分の間、非常に大きな國際經濟の物価その他におきます変動がありまして、輸出は若干伸び縮みだ。ことに長期のプラント輸出は相當伸び縮みだこともございます。現在におきますのは、今御指摘もありましたように逐次安定へ向つておりますので、私どもは、今後におきましてはこのプラント輸出についても、相當程度期待を持つてさしつかえないののではないかと思ひます。ことに今一例を申し上げましたゴア等につきましても、最近逐次契約ができて参つております。御指摘の鉄鉱石その他の重要な原料の価格が、外國に比較いたしまして割高になつておるといふような点から、相當輸出に困難を覚えた時期もあつたのでありますが、一方國際価格も相當上つて参つております。他國國內におきま

してもあらゆる意味で、合理化を実施いたしまして、この価格ができるだけ國際價格に近づけるような措置を講じて参つております。なおわが國のプラント輸出に對する一つの大きな有利な点は、製作の期限が非常に短かい。注文があつてから割合に早く物が入手できるという点が、外國に對して非常に強みであるように伺つておるのであります。これらの点から、価格につきましても極力合理化をはかつて、國際競争に耐え得るようには参りますことも、製作期間、あるいはその質等につきましても極力改善をいたして参りますものと相まちまして、今度のプラント輸出については、私どもは大いに希望を持ち、また期待されると考えておる次第であります。

○深澤委員 この東南アジア開發の問題については、總司令部を中心として、日本の政府、それに日銀を加えて使節団を派遣しておるやに私は聞いております。その報告書にあるように、單に現在の國際經濟の不安定の状態が、東南アジア開發を行き詰みにしておるのであるということではなしに、根本的な問題は、日本對東南アジアの從來の關係、また戦後における關係等の中に問題が所在しておるといふことを、われ／＼は聞いております。ニューヨーク・タイムズなんかその点を指摘しており、日本の東南アジア開發は、やはりひとつの植民地經濟を樹立する考えを持つておるのではないかと、いふぐあいに、東南アジア方面では考へておる。再び日本の侵略が復活するといふ危険性があるのではないかと

といふことを考へておる。さらにもう一つは、最近におけるアジア諸國の民族運動の高揚というやうなことが、外國の政治的なあるいは經濟的な介入を許さないといふ方向に動いておる。そういう観点からこの東南アジアの開發といふことが考えられない限りは、ほとんど問題の解決はできないであらうという批判もしているわけでありま

す。ところが日本政府は、單に國際經濟の安定、不安定の観点から東南アジア開發の問題を考へておるのでありますが、そういうところに問題があるのではないといふぐあいに私は考へておりますが、その点はいかがですか。

○河野(通)政府委員 この点は、私も事務官としてお答へするに、あまり適當でない問題かと思ひますが、東南アジア開發及びそれによつて日本の經濟への必要な原材料の輸入を促進して参りますことは、純經濟的な取引でありまして、これらの相手國、相手地域におきましても、これらのプラントなり開發施設が入手できることを非常に望んでおります。また私ども日本の經濟といたしまして、これらの開發された地域から鉄鉱石あるいは石炭等が多量に入手せられることが、非常に必要なことだと思ひます。これらの經濟的な必要性と必要性とが合致して、今申し上げたプラント輸出その他の問題が促進されると思つております。

別に植民地政策であるとか、そういうふうな問題から私どもは考へておらないのであります。ただこの点については、いふ／＼御批判もあるかと思ひます。が、事務官として申し上げる範圍とい

たしましては、今申し上げましたように、經濟の取引として考へられるのであつて、必ずしも政治的な問題としてこの問題を考へる必要はないといふふに、私ども考へております。

○奥村委員長代理 ただいま國民金融庫法の一部を改正する法律案について質疑を継続中でありますが、本委員會に提案された未復員者給與法等の一部を改正する法律案の提案者がお見えになつておられますので、提案者の提案趣旨の説明を聴取いたしたいと存じます。參議院議員紅露みつ君。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案
未復員者給與法等の一部を改正する法律

第一條 未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の二部を次のように改正する。

第八條の二第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

厚生大臣は、前項の規定による療養を受けている者が同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要するものと認めたる場合においては、その期間の経過後においても更に三年間その者に對し、必要な療養を行うことができる。

第八條の十の次に次の三條を加える。
第八條の十一 厚生大臣又は都道

府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、療養等の支給を受けようとする者その他の關係人に對し、必要な報告をさせることができる。

第八條の十二 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、その職員に、療養等の支給に關係のある病院又は診療所に立ち入らせ、診療録その他の帳簿書類を検査させ、又は療養等の支給を受けようとする者その他の關係人に對し、質問させることができる。

前項の規定により立ち入り、検査し、又は質問する職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八條の十三 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八條の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 前條第一項の規定による立ち入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

別表第一金額の欄中

甲										乙									
一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一二、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	四、八〇〇円	三、六〇〇円	二、四〇〇円	一、六〇〇円	八〇〇円	三八、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
一八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、六〇〇円	七、二〇〇円	四、八〇〇円	三、二〇〇円	一、六〇〇円	を											
一八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、六〇〇円	七、二〇〇円	四、八〇〇円	三、二〇〇円	一、六〇〇円	に改める。											

第二條 未復員者給與法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）の一部を次のように改める。

附則第二條第二項中「第八條の二第二項及び第三項並びに」を「第八條の二第二項から第四項まで及び」に改める。

附則第四條中「三年」を「三年（第二條第二項において適用する第八條の二第二項の規定により療養を受ける者については、その療養を受けることのできる期間）」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、障害一時金に関する部分の規則

定は、昭和二十六年四月一日以後に支給事由の生じたものについて適用する。

2 昭和二十六年三月三十一日以前に支給事由の生じた障害一時金で、この法律施行の際、未だ支給していないものは、なお、従前の規定により支給する。

○紅霞みつ参議院議員 ただいま議題となりました未復員者給與法等の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

実は発議者を代表いたしましたとして、参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会委員長の高島銀蔵先生が御説明い

たすはすでありましたが、本日よんどころない所用のため、私がかつて御説明いたす次第でございます。またここに提案されました改正案につきましては、衆議院の海外同胞引揚に関する特別委員会におかれても、先国会以来、種々御盡力を傾けられたのでありまして、本案は参議院側から提案されてはおりますが、実質は両院の引揚げの特別委員会委員の共同提案とも申すべき性質のものでありまして、衆議院の海外同胞引揚に関する特別委員会の方々に對しましては、その御努力に對し厚く感謝いたしておる次第でございます。

未復員者給與法という法律は、昭和二十二年十月十五日、法律第百八十二号として、元の陸海軍に属しておりました軍人軍属で未復員中のものを対象とし、それに対する各種の給與を規定した法律でありまして、これまで前後七回の改正を経ていものであります。この法律で規定されております給與の種類は、月額千円という未復員者本人の俸給のほか、扶養親族に對する扶養手当、帰郷旅費、遺骨引取り経費、遺骨埋葬経費、それと復員患者に對する療養及び障害一時金であります。今回復員患者に對する療養期間をさらに延長するとともに、障害一時金を増額し、診療費その他療養を調査し、療養を適正ならしめることが必要となつて参りました。これが本改正案が提出された理由であります。

まず療養に関する改正について申し上げます。この療養を申しますものは、昭和二十三年十二月二十九日法律第二百七十七号による本法の改正で付加された規定に従つて、実施されるようになったものであります。すなわち

傷を受け、あるいは病にかかつて引揚げて来た復員患者に對しまして、国はその患者が復員してから三年間、または昭和二十三年十二月二十九日から計算して三年間、必要な療養を行ひ得ることになつていのであります。この規定により療養を受けた件数を調査いたしましたところ、昭和二十四年一月以降五万一千余件に達しているのでありまして、現在もなお六千六百三十名の復員患者の諸君が療養を受けておる状態でありまして、しかるにここに問題となつて参りましたのは、ただいま申し上げました現に療養中の患者六千六百三十名の八九三%に當る五千九百二十二人の諸君であります。これらの諸君は、昭和二十三年十二月二十九日以前に復員しておられます関係上、本年十二月二十八日をもつて療養期間が満了いたしましたのであります。しかもこれら療養期間満了予定の患者の大部分を占めますものは、結核性疾患の患者、それに次いで精神病者、外傷患者その他となつておりまして、今後なお若干期間の療養を必要とする者が大部分であります。

これらの患者諸君から、この間の苦衷を訴ふる声は、在外同胞引揚問題に關する特別委員の諸君が、実にしばしば耳にされたところであり、また熱烈なる陳情書も委員会には文字通り山積いたしてあるものであります。特別委員会におきましては、すでに第十一回国会におきましてこの問題の審議を開始し、休会中も継続審査に付し、数回にわたつて審議を重ねましたほか、国立病院等につき、つづきにその実情等も調査をいたしましたのであります。本国会におきましても、引続き審議を継続し、また各方面との折衝もいたし、ようやく

してこの改正案を得たのであります。

本改正法律案によりますれば、療養の期間につき、現行規定による療養期間満了後も引続き療養の必要があると認める者に対し、国はさらに三年間療養を行ひ得ることとなるのであります。これら療養中の諸君の大部分は、将来自費をもつて療養を継続するほど経済的に恵まれてはいないのであります。この法律による療養を打切られるときは、生活保護法の適用を受けるほかはなく、いずれの道をとつても結局は国費による療養を行ふことにならうと予想されるのであります。しかも予算上この法律改正による療養期間延長のため必要としたしる経費については、二十六年度の当初予算五億一千六百万円の範囲内でまかなえるのであります。本年度は別に予算の追加をいたさないでもよいという実情になつておるのであります。

次に障害一時金の改正について申し上げます。障害一時金と申しますのは、国で行う療養を受けた復員患者が治療したとき、または治療はしないが三年間の療養期間が満了したときにおいて、身心に障害を残す者に対し、その程度に應じ支給する一時金のことでありまして、現行来この金額を定められまして、非當時的理由に基因する程度の不具疾者には與えられない最低額を越えてはならないとされました。厚生年金保険法中に規定してある障害手当金を取上げ、これと同率にその定額が定められたのであります。厚生年金保険法の障害手当金は、第十国会における法律改正によつてすでに二倍に増額支給されておりました。

すので、それと平行し、四月一日にさかのぼつて現行定額を二倍として支給するよう改正をいたすこととしたのであります。前に申し述べました療養期間の延長が実現いたしました場合におきましては、障害一時金の支給を受けるべき該当事者が著しく少数となり、関係から、障害一時金の定額を二倍に増額し、昭和二十六年度当初予算一千百万円よりも、はるかに少額の三百五十万円となる見込みであります。

改正の第三点は、未復員者給與法による復員者の診療に當つては、病院等につきまして、必要がある場合には診療録等の検査を行ひ得るようにしたことでありまして、その目的とするところは、療養の実施をさらに適正ならしめんとするところにあるのであります。

なお、ここに一言つけ加へたいことがあります。元の軍人軍属という身分を持たなかつた在外一般邦人を対象とする特別未帰還者給與法という法律がありますが、この法律では、いわゆる特別未帰還者に対し、未復員者に準じて諸給與を行ふよう規定されております。従ひまして、ただいま議題となつておりますこの改正法律案が実施されなければ、これはそのまま現在療養を続けている特別未帰還者に対しても適用されることになり、その該当事者は十七名であることを報告いたします。

以上が、今回未復員者給與法等の一部を改正せんといたしております要点と、その理由の概要であります。御承知のごとく、戦傷病者や戦没者遺族に対する世人の関心は、たゞいま非常に強くなつて参つております。今この案

のごとく未復員者給與法が改正されますならば、現在療養中の六千余名の患者諸君、その家族及びその関係者の安堵と喜びは申すに及ばず、戦傷病者等の問題に関心を持つ人々の喜びも、察するに余りあるものと確信いたします。何とぞ慎重御審議のほどお願いいたします。

○農林委員長代理 次は国民金融公庫法の一部を改正する法律案の質疑を継続いたします。深澤君。

○深澤委員 先ほどの続きであります。銀行局長はインドのゴアの開発等について非常に強調されておりますが、東南アジアの原材料の開発というのは、先般も大蔵大臣に質問したのであります。二年、三年将来のことであるといふぐあいには答へられてゐるものであります。事実はその通りだと思ふのであります。ところが日本経済の現状といつたしましては、自然的な條件に置かれてゐる中国貿易が禁止されてお

り、もつぱらアメリカ経済への依存という形になつておるもので、その條件の中においては経済の行き悩む状態があるのであります。従つて東南アジアとの結びつきという問題については、日本財界も大きな期待を持つておるのであります。しかしこの開発計画というものは、当面なか／＼日本経済を潤すような状態に、すぐにはならないといふように私は考えるのであります。その点についてはどういふぐあいに考えられますか。

○河野(通)政府委員 お話の点は私は程度問題だと考えております。日本の経済の必要とするものを、全部東南アジアで急速にまかなうことができるか

という点につきましては、あるいはそうすみやかに十分なことができるとは考えられぬと思ひます。しかしながら、日本の経済が必要といたしますものを、鉄鉱石にいたしまして、石炭にいたしまして、これは事情の許す限り、多量にこの地域から輸入いたして参りますことが、いろいろな意味で非常に必要であらうと思ひます。そのために、必要限度においてはプラント輸出の形なりその他の形によつて、この地域の開発を日本の経済が援助をし、さらにこれを促進して行くことは絶対に必要だと思ひます。程度の差はありますけれども、これは極力、あと限りの、いろいろな條件が許す限りにおいてこれを促進して行くといふことが、私どもとしては非常に必要なことであらう、かように考えております。

○深澤委員 そこで問題になりますのは、東南アジアの開発といふことが、同時に日本の経済の発展に役立つのだという見地であり、ところが、東南アジア諸国に対しては、日本はまだ解決されない賠償問題があるのであります。従つてこうした問題の解決なしに、日本が現在自国の経済再建も十分できていない條件の中で、東南アジアの開発をやるんだといふこと自体の中に、何だか大きな矛盾をわれ／＼は感ずるのであります。従つてわれ／＼が考えることは、この予算説明書にもありますように、後進国開発計画というものが基準になつて、この東南アジア開発という義務づけが行われてゐるのだ。つまり日本のためのプラント輸出であるいは東南アジアの開発ではなくて、アメリカの現在の軍拡経済の一

角として、東南アジア開発ということに日本がその役割を受持たされてゐるんだといふふうなわれ／＼は考へる。その点について、日本政府は日本の輸出振興のために、あるいは日本経済の発展のためにやるんだという、独自の立場からおやりになるのか。それともアメリカのポイント・フォアの計画に基くその義務づけとしてやるのか。その点がはなはだ疑問でありますから、ひとつ明確にお聞きしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 この点は、先ほども実はお答え申し上げたのであります。いわゆる東南アジアの開発計画というものは、今お話のように、アメリカ政府でやつております。ポイント・フォアに基くいろいろな計画もあると思ふのであります。私どもが今ここで御提案申し上げ、また御説明申し上げておきますのは、その方面ではなくて、先ほど後進者で申し上げましたが、要するに日本の経済が必要としたところの鉄鉱石とか、そういうものを加工する。それがためにはやはりあの地域の未開発の資源を、できるだけ開発することが必要である。そうしてこれがために必要なプラント輸出等を促進いたしまして、その地域から得られた鉄鉱石なり石炭で、日本の経済が必要としたところの資源の不足を補充して行く。これが日本輸出銀行が今後活躍して参りますために必要といたしておる最大の目的であります。アメリカのポイント・フォアの計画によつて、日本経済が何らかの義務づけを受けておるといふやうなことは、私の承知いたしておる限りにおきましては絶対にないと思ひます。

○深澤委員 それは銀行局長としては角として、東南アジア開発ということに日本がその役割を受持たされてゐるんだといふふうなわれ／＼は考へる。その点について、日本政府は日本の輸出振興のために、あるいは日本経済の発展のためにやるんだという、独自の立場からおやりになるのか。それともアメリカのポイント・フォアの計画に基くその義務づけとしてやるのか。その点がはなはだ疑問でありますから、ひとつ明確にお聞きしたいと思ひます。

もう一つの問題は、まだ地下に眠つてゐる資源を開発して、そうして日本経済に役立たせようというやうな、そういう非常に手間取れることでは、現在の日本経済の問題は解決しないのであります。問題は、すでに現在現物を幾らでも輸出しようとする中国との貿易、これをやるのが日本経済の唯一の道である。これがアメリカの意圖によつて中日貿易は禁止されておる。日本政府もそれに従つておる。だからどうしてもまだ地下に眠つておる、将来の東南アジアの原材料を掘り出さなければならぬといふ、こういうばか／＼しいことをやつておるので、従つてわれわれは、そういうことをやつて国費を費すやうなことをやるよりも、運賃も安く原料も安い中日貿易をなせ一日も早く回復しないかといふことが、われわれの主張でありまして、それに対する御見解をひとつ承りまして、私の質問を打ち切ります。

○農林委員長代理 銀行局長は御答弁ないやうです。有田君。

○有田(二)委員 国民金融公庫について、總裁がお越しになつておられますから、まず總裁にお聞きしたいと思ひます。国民金融公庫は運営が非常にうま

く行つておると承つておりますし、また国民もそれに大きく期待し、国会も大きく期待しているところであり、何となく金に關する問題であり、第一線の人たちと連絡をとつておる。一例をあげますと、満州あるいは中国方面からの引揚者で、それらの一部の人が国民金融公庫と連絡をとつて、引揚者に貸出しをするという名目のもとに、いろいろ不正なことが行われておるといふ情報も、われわれは承つておるのでありますが、これらに對して国民金融公庫の總裁として、どういふふうな監督の方法をされておられるか、承りたいと思ひます。

○榑田説明員 答へ申し上げます。ただいまお話をいたしましたように、私どもの仕事は、まことに少い中からたくさんの方に貸出しをするという役割を持つており、また九百三十人の職員が一体となつて、できる限りたくさんの方々の御期待に沿うように、勉強いたしておる次第でございます。何と申しましても、たくさんの方にお方にいろいろお目にかかるわけであり、また、ただいまお話しをいたしましたように、お言葉によりますと、金融公庫と申しますか、あるいはしばしば金融ブローカー的なものが存在するということをお私どもも耳にいたします。いたしますが、私どももいたしましては、お客様からお申込みを受けて、そうしてお越しを願つて十分に話を承り、またこちらから実地に参りましてよく実情を見させていただきまして、耳で聞き目で見まして、これならば私どもが国からお預かりしております貴重な

金を十分に役立たせて、事業の更生なり発展なりをおはかりにすることができるといふことが、十分納得が行きました上で、お貸出しに當つておるようになつておりますので、金融公庫とかあるいは金融ブローカー的なものがかりにありまして、私どもとは実は直接關係のないようなものと申し上げてよろしいかと存じます。たださういふうわさをとき／＼聞きますので、たとえば業務所におきまして、お客様方にあるいは指示いたしますとか、あるいは口頭で申し上げますとかいふ形に於いて、できる限り直接お越しになりまして、率直に、さつ／＼ばらんに御相談くださいますように、第三者の口を介して参りますと、いろいろな行き違ひといふこともございまして、御遠慮なくお越しくださいまして御相談くださいますようにといふことを、くれぐれもお願ひ申し上げておるやうな次第でございます。もちろんたくさんの方でありまして、あるいは申込書も十分に自分の力では書けないといふやうな方もございまして、そういう方は私の窓口で直接お越しになれば、いろいろ御相談の上、一緒に申込書を作成するといふやうなことでしてあります。

あるいはほかの方々にいろいろ教わつたりなどいたしまして、お待ちになる方もたくさんあるわけであり、かような心組みでやつておるやうな次第でございます。どうぞひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員 その運営が非常にむづかしくて、總裁としても御苦心のところはわれ／＼も考えられるのでありますが、非常に零細な方々でありますし、この人々への貸出しについて、ひ

とつ竿頭一步を進めていただいて、以上国民が納得する方向に御検討願ひたいと思つております。もう總裁といふことになると雲の上で、はなはだ事務上のことはわかりにくからうと思つております。十分ひとつ掘り下げていただいて、さうして間違ひのないやうに、私も今まで国民金融公庫にまで十分手がまわらなかつたのでありますが、近く国民金融公庫の方面の検討をいたしたいと思つておりますので、この点ひとつ国民金融公庫でも十分に御注意願ひたいと思ひます。いろいろな情報も参つておりますが、九百人からの職員でありますから、總裁の親心を知らずに行動しておる者も絶対にないとは言へぬと思ひます。この点十分に平素から御指導、御鞭撻を願ひたいと思ひます。

次に銀行局長にお尋ねいたしますが、国民金融公庫をどういふ方面で御監督になつておるか。總裁が縦の面で御監督になつておられることは了承するのでありますが、同時に政府を代表し國民を代表して、銀行局は国民金融公庫に對して、いかような監督の方法をなさつておられるか承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫はただいまお話をございましたやうに政府機関であります。従ひましてその資金のソースはもちろん全額政府からの資金であります。また近く国会を通過になれば国民金融公庫も増資ができることになるとあります。それと並行いたしました資金運用部資金の活用といふことも考えておりますが、いづれにいたしましてもそのソースは政府資金であります。普通の民間の金融機

関と違ひまして、その資金源は國民の税金から調達されたものであり、國民の郵便貯金その他の形で集まつて来た大切な資金であります。この資金の運用が十分にその設立の目的に合うやうに、常時私の方でいたしましては十分な監督も、また注意もいたしておるわけであり、また特殊の銀行等におきましては、また監督官といふような制度は、現在国民金融公庫には設けておりません。これは政府機関という立場から、監督官を置くまでもなく、銀行局なら銀行局といふものが全体としてこの金融機關の監督に當つておるわけ、従つて特殊銀行でありますとか日本銀行等にありましますような監督官の制度は置いておりません。これは輸出銀行とか開港銀行等においても実は同じやうな立場でありまして、一人の監督官という形を通して監督をいたすのではなくて、銀行局全体として一体となつて、この運営の万全を期するやうに努力をいたしておるやうなわけであり、いろいろな点で御不満なり御注意を受けられる点が多々あるのではないかと、実はおそれておるのでありますけれども、今後といふこともさういふやうなあやまちなり不満足な点のないやうに、極力私どもは国民金融公庫当局者と一体となつて万全を期して参りたい、かやうな覚悟でおる次第であります。

○有田(二)委員 開港銀行のお話が出ましたが、開港銀行といふことになると思ひますが、輸出銀行あるいは國民金融公庫に對し、銀行局は一体どういふ方向で監督しておりますか。あなたの言ひやうに銀行局が一丸となつて監督しておると言つたつて、銀行局長は年

中忙しい。銀行局のどういふところでどういふ人間がどういふ方法で監督しておるかお尋ねいたします。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫につきましては特殊金融課という課がございまして、人数はあまり多くございませぬが、課長以下数十人のものでやつておるわけであり、それに課長が特殊金融課の中の最も重要な仕事のひとつとして、国民金融公庫の監督に當つております。係も設け、事務官もこれに相當な力を注いで監督の任に當つておるわけであり、また開港銀行、輸出銀行につきましましては、現在銀行局の総務課において、課長以下数十人のもので仕事をやつております。また特殊銀行、日本銀行等もこの課において監督をいたしておりますが、この課の仕事の大きな部分は、やはり開港銀行なり輸出銀行の業務の監督指導に當つておるわけであり、

○有田(二)委員 要は一定の何十億なら何十億という予算を、国会でわれわれも審議して金をまわすのであります、その貴重な國民の金を監督するものが銀行局です。銀行局長の御答弁を承つて、私は決して疑ひをかけるわけではないのであります、おか目八目で見て十分であります。さういふやうな感じを受ける。今ここで私はどうしでくれとは申しませんが、少くとも貴重な何十億何百億といふ金を、開港銀行なり輸出銀行あるいは國民金融公庫なりに出して、その他農林中金にしても商工中金にしても監督官がおりますけれども、有名無実です。一体どんなことをしているのか。この点をみづからよく反省していただきたい。一定の金額が本委員会なりで決定されて衆参

同院を通じて金が行く。その金の使途については一にかかつて銀行局に全責任がある。その全責任がある銀行局としては、国民金融公庫の總裁が大蔵省の先輩であるとか、あるいは開業銀行の總裁の小林中君がこれまたなか／＼のやり手である。あるいは輸出銀行の總裁これまた相当の人であるというところから遠慮する。以前日銀の監理官が一年有半空席であつたという例から見ても、あなたが銀行局長になられていささか安心をいたしているのではありませんが、はなはだその点が寒心にたえない。どうか一つ大義親を減して、先輩であらうが何であらうがそんなことは別問題です。国民から預けられた貴重な金が最も有効適切に使われているかどうか。国会で答弁される場合にはいさ／＼の答弁であつて、われわれはごまかされやすいのであります。しかしながら銀行局においては検査部もあり、いろ／＼な面があるのであります。が、ひとつ十分に御監督願つて、われ／＼も本国会において法案で増資なり何なりを採決しましても、その運営の面において誤りなく行けるような方向に進むよう、もつと監理官制度のあるところは監理官制度、監理官制度のないところはそれとしての、これから銀行局長のやり方を大いに私は刮目するつもりであります。今までのところは銀行局長になつてから、まだそう長い歳月がたつておりませんので申しませんが、これからひとつ積極的に監督の方向に出たいだいて、貴重な金が正しく使用されるように、銀行局の監督がやかましくければ、また總裁の方でも銀行局がやかましいのでこうしてもらわなければ困ると、職員にも話のできるわけでありまして、そうでないとうちのおやじはやかましく過ぎて困るというやうな、職員組合の總裁に対する不満にならないとも限らないと思ひます。どうかひとつ監理官のあるところ、監理官のない政府の直接機関について、監督の方法が十分でないとは申しませんが、さらに一層の御検討をお願いいたしまして、私の質問を終ります。

○三宅(則)委員 私はただいま議題となつております国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、数点に對し質疑をいたしたいと存じます。まず最初に河野銀行局長にお尋ねいたしますが、国民金融公庫は零細なる商工中小企業者の利便をいたしてあります。実は潤いの水であると考えておりますのであります。今回第四回の増資によりまして、六十億円を七十億円に進められることになりました。もつとたくさん進めることを私も希望しておつたのであります。なぜ十億円にとどめておられるのか。むしろ私は八十億円にも九十億円にもいたしたいというのが、一般の希望であらうと思うのであります。もちろん予算の関係等もございまして、せつかく検討しておられる銀行局長の真意を承りたいと存じます。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫が生業資金の金融機関として、今後の活躍にまつ面が非常に多いことは御指摘の通りであります。国民金融公庫の資金源を拡充いたしますためには、いろいろな面で極力努力をいたして参つたつもりであります。今後においても私も微力を盡して参りたい、かように存じます。御指摘の、今回の法律案として十億の増資にとどまつたのは、どういふわけかというおしかりの点であります。率直に申し上げまして、資金源はさらに必要であると思ひます。ただここで断り申し上げておきたいと思ひますのは、今回の国民金融公庫の資金源の獲得につきまして、ただ出資の増加だけに期待いたしてはおりません。先ほどもちよつと申し上げましたように、今般の補正予算とやらはらになつております資金運用部資金の運用計画の変更によりまして、現在のところでは大体二十億程度の資金を、国民金融公庫へ注入いたしてあります。今御審議をいたしてあります十億の出資と合せて、三十億だけは確定をいたしました。さらに見返資金のうち、中小企業のわくとして今予定されておりますものがありまして、これが今後の運営状況にかんによりまして、若干資金に余裕を來すかとも思われまして、そういう場合におきましては、これらの資金をさらに国民金融公庫等、政府の金融機関にまわすように努力をいたして参りたいと考えております。なお資金の需要は実は無限にあるわけでありまして、多ければ多いほどいいということになるわけでありまして、その点につきましては財政、広くいえば政府資金全体の計画のうちから、限られた資金のわくをさくわけでありまして、十分でないというおしかりを受けることは、はなはだ私も慚愧にたえないところであるのであります。財政上の都合その他もございまして、現在のところではこの程度でひとつお許しをいただきます。かように考えております。

○三宅(則)委員 今の河野銀行局長からのお話では、今回は十億円にとどめておいた、また見返り資金の四十億円の中から出すという計画もあるということですが、十二月十日に召集されるであろう第三十三国会におきましては、相当活発に資金を出すという研究なり用意をしておられるか。もう一度確信を持つた答弁をいただきたいと思います。

○河野(通)政府委員 銀行局長といたしましては、確信をもつて御答弁を申し上げます。できるだけ今申し上げましたようなラインで、国民金融公庫の資金源を拡充いたす方向に動いてあります。具体的計画等確信をもつて答弁を言われましても、遺憾ながらまだ申し上げる段階に至つておりません。

○三宅(則)委員 御田国民金融公庫總裁にお尋ねいたします。ただいま銀行局長は、政府の立場といたしましてとありあらず十億出す、こういうお話でありまして、この十億の資金をまかないまして、實際國民の要望いたしてあります。御田の何パーセントくらいを満たす御確信があるか。われ／＼の承るところによりまして、大体今までの経験では二〇％以内であるということをおつておりました。が、むしろ一〇％くらいしか満たさないで、あとの九〇％はお断りするというのを聞いておつたわけでありまして、今回の改正によりまして、どのくらい國民大衆諸君の要望を満たす覚悟を持つておられますか、承りたいと存じます。

○河野(通)政府委員 前に私が質問したときにも、二〇％以内であらうとおつしやられました。が、今の御田總裁のお話によりまして、まだあまり改善されてないやうに考へます。私は、今日の状況では、零細な企業者でありますから、割合正直に返済しているものと思つております。これを勧誘いたしまして、なるべく三割とか四割とかいうふうな、その上昇を期待するのであります。中にはひやかして借りる人もあります。ですから全部が全部

これを承認せよということは無理でありますが、零細なわずかな資金でありますから、これに對しましては、保証人制度等を考慮せられたいのであります。中小企業の小さい合資会社とか、合名会社とか、株式会社等におきましては、一会社の申込みの數によりまして五十万円とか、あるいは百万円とかいうことになつてゐるかと思ひますが、現在どういふような性質で、どのくらい貸すのが一番多いか。たとえば百万円くらい貸すものがあるかどうかということをお聞きしたいのであります。今日の物価指數等から考えますと、昔の一万円と今日の一万円とはたいへん違ふのであります。どうして三、四十万、五十万といふものでなければ、ほんとうの零細な企業といへどもまかなひかねるという現状なのでありますから、その状況を簡單でよろしいですから承りたいと存する次第であります。

○堀田説明員 お答え申し上げます。御承知のように、私どもにおきましては、個人の場合は一口二十万円まで、また連帯貸付の場合は、最高百万円までお貸出しができるようになっております。平均としてみますと、お客様その他の仕事の内容なり需要によりまして、三万、五万の小さい金額から百万円までの金額のお貸出しをいたしているわけでありまして、大体のところ個人の場合約十二、三万、それから連帯——これは法人がおもなものになります、その場合は三十万内外というところが、現実の場合の貸出しの実績であります、百万円の貸出しも実行せられております。しかしそれは全体の金額から見ますと一%余ですが、最近の、たとえば八月の実績を見ますと、約二%見當貸し出しているような状況であります。大体そんなぐあいに相なつております。

○三宅(剛)委員 ただいまの御説明によりまして、個人の方は十二、三万、法人の方は三十万ないし五十万、あるいは百万円までということであり、また、確實な保証人ももちろん必要でありましよう。中には今までの企業會計として税務署に出します決算書、貸借対照表、損益計算書等は、実物の財産諸表とは大分相違している場合がある。そういう場合には、人のことでもございますが、貸借対照表もしくは資本金等においては十八万、二十万といふことになつておりますが、実際は二百万にも三百万にもなつておる場合がある。そういう場合等においては、主として税務署に出した財産諸表に根拠を置きますか。むしろそれよりも、實質に重きを置いてやつた方がよろしいと思ふのですが、それを通してどういふ考え方を持つておられますか。私は現実主義、實際主義でやるのが、これに對して明快な御答弁をいたしたいと存じます。

○堀田説明員 私どももいたしましては、さつぱらにありのままを正直に御相談くださいますのが、お客様方に對して一番希望しておるところであります。よく世の中にこういうことがございまして、大体三つくらい帳簿を持つていて、税務署向け、金融機関向け、それからほんとうの、ということになつておるわけでございます。そのほんとうの、ということが、私どもとい

たしましては何よりも希望するところでありまして、またこのころはお客様も非常によくわかつてくださいます、事務を早く済ますために、最初からうそを言わぬのがよろしいということになつておりますが、いろ／＼な表を拜見いたしました、つじつまが合わない、これは信用がならぬということになります、私もでは何とすることも御相談に應じかねるようになります。最近はその辺が非常によく徹底して参りまして、ひざ突き合せて、さつぱらに正真正銘のところ御相談を願うということ、大体成功しておるのではないかと存じておりますので、御了承を願ひます。

○奥村委員長代理 次に在外公館等借入金返済の実施に関する法律案を議題といたしまして、前会に引続き質疑を継続いたします。塚田十一郎君。

○塚田委員 前会に引続きまして、もう少し補足的にお尋ねをしたいのであります。この法律案を讀んでおりました、與黨の私どもが見ておつても、出発するときは非常な親切味から出発したのであるが、法律案になつてみると、非常に不親切な結果になつてしまつておる、こういう感じがするのであります。この法律案によつてお金を返して見ると、件数において約十三万二千ばかりあるらしい。この十三万二千に上る人たちの中で、一体どれくらいの人たちが返してやつてありがたかつたということになるのか。おそらく相當数の人は、この法律通りに計算して出て来た金額を見たときに、何だ、こればつち返してやつてもパス代に

もならぬやないか。一人の金を五年も六年も、しかもこちらとしても非常に使いのあたるときに出させておいて、今ごろになつてこれくらい金を返して、これで返したもんだという感じを起すだろうと思ふ。そういうことを考へてみると、この間参考人の意見を聞いたときに、總額を押えておいて、これ以上になると困るという前提から、何か法案のいろ／＼な点を、やりくりされたのではないかと感じがするのではありませんか。そんなことを一々お聞きしてもきりがありませんが、大体さういふ考えから、あるいは相當辛辣なお尋ねをするかもしれせんから、ひとつありのままのところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

ただそれを日本の貨幣価値に換算すると、どうなるかという問題だけが残つておる、こういうふうに考へられる債権が相當あると思ふ。そういうものを一方的に國家が五万円というように打ち切られることに、憲法上の問題点がないかどうか。この点ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

そこでさういふは、前会十分に御答弁を得られなかつたこの法律の憲法上の問題点について、ひとつお尋ねしてみたいと思ふのであります。いろ／＼と考へてみ、いろ／＼な方々の意見を聞いてみると、どうも第四條の五万円に打切つたところにかなり問題になる点がある、こういうふうに考へられるのであります。ことにこの前のときにも私が申し上げましたように、大体この法律及び準備審査会法によつて債務たるものが初めて確定したのだ、こういう考え方を政府は持つておられるように思ふのであります、私はいろいろな借入金の性格を實際に想像してみると、なるほどこれら二つの法律によつて、債務たることを確認したと考へられるものも相當あるが、さうでないと思はれるものもやはり相當ある。債務といふものはこの法律によらずにすでにあつたものなんだ、しかも額ははつきりしているものなんだ、

なおよ五万円の点につきまして、その金額がいいか悪いかわかりませんが、御審議しておるわけでありまして、上しいろ／＼なほかの点から考へて、上の方の金額については、打ち切りが行われるであろうといふことは、前の二つの法律が審議されました経過において、政府としてはすでにその点を表明しておるところでございます、何もういふことをしたのではない、さういふふうにお答えしたいと思ふのであります。

な憲法違反ではないかというお尋ねにつきましては、この前のときに私

どもといたしましては、一応御答弁さしていただいたのでございますが、本日は法制局の方もお見えになつておりますので、こちらからお話願ふことにしたらいかがかと思ひます。

○**般島法制局参事** この問題は、お尋ねのように非常な複雑な事実問題と、それから法律問題を含んでいゝように存するのであります。事実問題と申しますのは、一体今問題になつておりますいはゆる国の債務は、法律がなくとも本米国が返すべき債務であつたかどうか、あるいは国が本来返すべき債務ではなかつたのであるが、いろいろ事情から見て国において金を支拂つてやるといふことを、一連の法律でもつて規定した、そういう債務であるかどうかといふことで、結論は非常に違つて参ると思ひます。もしも普通の個人の借入を考へますと、金銭の貸借がありまして、そこに当然民法上の金を返済する債務が生ずるのであります。別に法律をつくらなければ個人間の債務が発生するとかしないとか、そういう問題は決してないでございまして、法律のあるなしにかかわらず、その債務は発生するということになるのであります。そういうふうな本件の債務も、本米国が返済すべきような債務として成立したものであるかどうか。もしも国が現地に於いて金を借りたといふ事ならば、それはこの法律があつたとなつて当然返済すべき債務でございまして、それを法律である程度打切るといふことになりまして、多分に憲法違反の問題が生じて参るのであります。それからもしもこれが普通の貸借とは違つて、国が本来借りた金ではないのだ、ただ特に気

の毒であるとか、あるいはその他のいろいろな事情によりまして、国が金を支拂つてやるのだといふことをこの法律できめたといふ事ならば、これはこの法律の定める條件に従ひまして、その支拂ひの額なり、支拂ひの方法なりはきめられるのでございまして、そういう事実であるといふ事ならば、ここには憲法違反の問題は生じて参らない、そういうふうな考えを以てございまして、この問題の金銭の貸借といふ事か、あるいは今問題になつております国の債務といふのが、はたしてどういふ事実關係で生じたのかといふことが、まずきめられなければならぬ事柄であると存じます。

それからもう一つ申し上げますが、ただいまの金銭貸借はちよつと旧憲法時代に属することとございまして、そして旧憲法の第六十二條によりまして、「国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ」といふように、予算に定めたもののほか、国の負債となるべき契約をなすには、帝國議會の協賛が必要であるという規定がございまして、それから當時の會計法を見ますと、前の會計法でございまして、その第六條によりまして、「政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大蔵省証券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ為スコトヲ得」それから「大蔵省証券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム」といふような規定がございまして、こういう關係から申しまして、はたして問題になつておる国の債務が、適法に成立しているのかどうかといふ点も、大いに問題がある

うかと思ひます。

○**塚田委員** また新しい問題が出て参つたのであります。般島さんの御意見によると、大体あの終戦のどさくさ當時に、外務大臣の名前で出先公館に借り入れてやれと言つたことが、すでに旧憲法に違反をしてゐる。だからそういう意味でまず問題がある、こういうことをおつしやるのですが、そういうことになりまして、その場合の解決はどうなるのでありますか。とにかく出先で要求に応じて政府に金を貸した人たちのことを考へてみると、貸した人たちはそれが憲法に違反してゐるかどうかといふことはもちろん知らぬ。ただ貸してくれと言われたし、また貸すべき當然の事情もあると思はれたし、そういう緊急状態のものであるからしてそこで貸した。従つて憲法上のことも會計法上のことも知らなかつた。そこで、そういう状態のときに貸したものが、憲法違反であるから無効だ、従つて債權債務という關係は成り立たない、こういうことになりまして、それとも憲法もしくは會計法に違反しておつても、債權、債務は貸した者、借りた者で成り立つ。ただ問題は、そういう違法なことをやつた政府に責任があるといふことになりまして、旧憲法上の、あれを借りたこと自体の法律的な考へ方はどうなりますか。

○**般島法制局参事** その点も法律の解釈上非常に困難な問題でございまして、実は今までもそういう事例も存じませんし、また従つてそういう場合の法律解釈はどうなるかといふことも今まで考へたこともございせんし、またおそれるやういふことを論じた人もないと思ひます。今おつしやいましたように取引の安全といふことを考へますならば、これは私法上の法律行為として有効であるといふふうな解する考へ方もございまして、それからまた憲法の規定なり會計法の規定にもございまして、国の債務負担行為といふことを非常に嚴格にする。財政の紊亂、暴走とまで申しませんが、財政を非常に引締めて行くためには、憲法なり會計法で定められた手続に従わなければならぬといふことを強調いたしますと、第三者の安全を無視してもそういう契約は無効にしなければならぬといふ考へ方がありまして、その二つの考へ方があり得ると思ひますが、いずれの結論をとるべきかは、ちよつとただいままだ即答できないのでござい

ます。

○**塚田委員** こういうことをお尋ねしてもよいのかどうか。また自分で調べればすぐわかることなのかもしれませんが、その旧憲法時代の有効、無効といふ問題は、あつた緊急状態のもとにやつた場合に何か特例がなかつたでしようか。緊急処分といふやうな形で、あとでそれは国会で了解を得ればよいので、やつたこと自体は有効であつたといふやうなことはならないのでしようか。

○**般島法制局参事** そういう特例がありましたかどうか、ちよつとたたいまわかりません。

○**塚田委員** まあその点はその辺にしておきまして、とにかくそこに若干疑問は残つておるのですが、私が考へるところでは、政府がこの法律で返すべきものであるとお考へになつてゐるいろいろな債權、債務關係の中には、現

はどこどこであつたか。それからこの債権債務の關係を発生させた地域のうち、どういふ部分にはその指令は出ていないが、同じ気持でもつてそれを処理したということになつてゐるか、ひとつお聞かせを願ひたい。

○池田説明員 お答えします。お話の訓令は二十年の九月七日にこちらから出ているのでございまして、内容はすでに御承知かと思ひますが、当時大體終戦後各地とも電信連絡が円滑でなかつたので、軍の通信機關を使つておつたのであります。それで中国に對しては大體各地とも大きい所だけは通じておつた。たとえば上海、南京、北京、広東ぐらゐまでは行つておつたようですが、そのほかには人的連絡であつたもので、それ以外としましては、朝鮮はもちろんで時時轉外でございまして、満州へは直接行つておりません。しかし、あとでそういう人の連絡によつて事情を聞いて、満州では処理したということですが、但し満州でやつたのは、公館というものがやつたものではありませんが、大體日本人の団体がやつておることになつております。

○塚田委員 どうも指令がどういふところへ出たかということがはつきりしてないのですし、それからその指令を出されるときに、もつと広い範圍に指令をしたかつたのであるが、通信機關なんか都合でできなかったのだという事態であるか。それともそういう通知はこれだけのところへしておけばよいのだ、あとはどういふことになつてもかまわないというお考えであつたのか。ことに満州へは全然通知しておらない。朝鮮へも行つていなかったやうです。

在外邦人を救わなければならぬといふ考え方をされたときには、当時の出先機關——在外公館のある所は在外公館へ、ない所は、たとえば朝鮮なら朝鮮の總督府、満州なら満州國のそれらを援へるべき該當機關へ、全部連絡すべきだといふお考えであつたのか。ほんとうの外務省の手足になつてゐる出先機關だけということになると、同じく救済するために必要な金は借りろといふお考えであつても、大分私は違ふと思ふ。その辺はどうなんですか。

○池田説明員 ただいまの訓令が全般的に行くべきかどうかという点でございしますが、当時の担当者でないからはずきりわかりませんが、想像するところによりますと、大體こういう種類の電報は、さつき申しましたように、おもに大使館とか大使館事務所に一応行きて、それが下部の担任地域の領事館にずつと転電されるようになっておりますから、これは当然全般に行くようにと出されたものと思ひます。それから満州、朝鮮の事態につきましては、事情がよくわからなかつたという事態で、連絡がうまく行かなかつたと思ひますが、ことに朝鮮——台湾はさうではありませんが、朝鮮などはまだこの管轄に属するかよくわからなかつたでしようし、外務省としてそこまですて手がかまわなかつたのだと思ひますが、その後になつて朝鮮の方も幾らか連絡がとれて来ております。

○塚田委員 私の考えますように、あるところはつきりと正当な命令に基いて正当な権限で借りた。従つて相當確實な債権債務關係であるといふことが、大體はつきりとして來ました。なお、その問題をもつとはつきりい

たしますために、一体今度こうしてお調べになつた金が、当該地域においてほんとうに政府がこういう目的のために金を借りろと言つてやり、その目的に借りた金を使つたという確證ができておるか。ああいうときさういふときでありますから、借りた金がはたしてその目的に使われておるかどうかといふことが、かなり私は疑問がある。こういう目的に使われた金ならば、政府の債務として認めるということになるが、その目的以外のものに使われたものであれば、たとい当時の事情でやむを得なかつたとしても、これはどうもはつきりした債権債務關係になつておるか、どうかといふことは疑問である。従つてこういう法律が出て、初めてそういう關係の確證ができるのだといふことになる場合もある。この点はどうでしょう。

○池田説明員 借り入れた金がどういふ目的に使われたかといふお話ですが、この点につきましては、ただいま外務省においてできております審査会といふのが審査しておるわけでありまして、同じ地域でも金を借りた先といふのが、場合によつては二、三箇所くらいあるのがあります。われ／＼はそれを主體といつておりますが、その主體の一々につきましては、收支状態、借入れの状態を全部調査しまして、これを審査にかけておるわけでありまして、大體各地とも当初においてはおもに寄付金でまかなつておる事情のところがあるが、だん／＼にみんなの持ち金がなくなるので、どうしても將來返すとかいふ條件をつけて、各人から借りるといふ方法によらないと、金が寄らな

なつて來たといふので、初めてやつておるようございまして、その使途につきましては、ただいま申しましたように、審査しておる次第ですが、大體法律にいいます救済並びに引揚げ關係と經費に使われた。しかしさういふにしても、これは内容がなか／＼複雑でありまして、中には引揚げについて、御承知の職犯客疑者あたりを中国のたに押えらるゝといふようなことが少なかつたので、その工作のためにも大分使われておるものがありますし、そのほかさういふ趣旨の工作費といふものに使われたものも、各地に少なからずあります。所によつては中国側に一部が接收されたものもありまして、われ／＼としても、何パーセント接收されたからどういふわけにも事務として行かないので、大體、これらは一応全部借入金として認めて処理しております。

○塚田委員 そういふことであると、はたしてしつかりした法律的な債権債務關係があるかどうかといふことは、かなり疑問な面が多々出て來る。あるいはこの法律で確認することによつて、初めて債権債務であるといふことになるのかもしれませんが、その債権を認めるときに、金を出された側の事実確認だけなしに、それがどういふ目的で使われたかといふことも調べておるのだといふ御答弁であつた。その場合に、この前やつと理財局長にお尋ねしたのですが、たとえばその土地から引揚げて來た人間の数とか、引揚げられないでおつた留置期間の費用とかいふものの常識的な判断からして、金がよけいにかかり過ぎてゐるといふやうな地域はありませんか。

○池田説明員 その点につきましては土地の事情によつて非常に相違がありまして、たとえば海に面した天津とか上海とかといふような所は、割合に金がいつておりませんから、さういふ地方では一人当りの經費がそれほどないといふことも言えますし、それから満洲のやや奥地の地区、撫順でしたか、さういふ所では政治的に中共と国民党との鬭争地域に陥つたりしましたために、工作費あたりが非常にいりまして、さういふ所は一人当りにしますと相當な額に上つております。さういふ点につきましては、一々当時の土地の事情をよく究明しまして、このくらゐいつてもやむを得なかつたといふやうなことを認定して、確認しておるわけでございます。

○塚田委員 現地の事情はその程度にいたしまして、次に換算率をおきめになつた場合に、米を基準におきめになつたといふのでありますが、一休米を基準におきめになつた数字がどんなぐあいだつたのか。つまり当時の日本の米価はどの点を押えられたのか、それからそれ／＼の土地の米価はどういふぐあいだつたのか、それを伺ひたい。

○石田政府委員 大體の方針を申し上げますと、現地の米の値段につきましては、現地からお引揚げになりました方が、大體このくらゐの値段だといふ数字によつたわけでありまして、これはもちろん内地の事情から申しますと自由価格であります。それから内地の米の値段はどうしておつたかと申しますと、これは配給もございましてさやみもございまして、大體公定を四くらゐ、やみを六くらゐといふやうな割合で出しまして、それによつて出したわけであ

ざいます。たくさんございますので、何でしたらその資料をまとめて差上げてもよろしいかと思ひますが、たとえば京城なら京城につきましては、昭和二十一年の四月は一升五十八円四く、それが五月には一升五十四円四くになり、六月には七十円になり、七月には九十二円になり、八月には九十四円になったというふうな数字をとりまして、各市も同様にして、大体四月頃は一升四十円であつた。それが五月には一升四十円であつた。七月には五十四円、八月には四十九円何ぼ、そういうふうな数字を出しまして、それ／＼のピーク時を比較してどのくらいの数字になるかということをやつたわけでありまして。

○農林委員長代理 次に連合国財産補償法案を議題といたします。

本案につきましてはすでに質疑打ち切りと相なつておりますので、これよりただちに討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。深澤義守君。

○深澤委員 ただいま議題となりました連合国財産補償法案に對しましては、日本共産党はこれに對して反對であります。

本法案は吉田内閣が一九五一年七月十三日の閣議で決定し、連合国財産補償に對して平和條約第十五條(a)項にこれが挿入されているのであります。しかしその條約の規定によつて、本法案に定める條件より不利でない條件で連合国財産の補償をすることになつてゐるのであります。このたびの平和條約の締結は、憲法七十三條によつて、

事後において国会の承認を求めるといふことになつておるのであります。従つて国会が承認を與えるまでの行為は内閣の責任であります。その吉田内閣が、本法案を国会に諮ることなく、平和條約の一部に挿入いたしました、本法案を連合国に有利に修正すること、すなわち日本にとつては不利に修正することはできるけれども、連合国に不利に、すなわち日本に有利に修正することはできないというぐあいに、あらかじめ制限をすることになつておるのであります。これは明らかに行政府の立法府に對する越權行為である。国会の立法權を制限する違憲行為である。われ／＼は見なければならぬと思ひます。なおその結果として、日本の国会は連合国財産補償に關しましては連合国の有利になるように、日本国の不利になるように率仕する道のみが與えられてゐる、こういう立場に置かれております。先日の大蔵委員会におきまして、民主党の内藤友明君並びに私が大橋法務總裁に對しまして質問いたしましたときに、大橋法務總裁は、審議權を制限するのではない、しかし国会が連合国に不利に日本に有利に修正したとしても、それは對外的には効力が発生しない結果となるという意味の答弁をせられてゐることによつても明らかになつてゐる、わが国の国会の権限は、日本国に有利に率仕するといふ道がとゞかされてゐるという結果になると思ふのであります。吉田總理が和解と信頼の講和として欣然として調印して歸つて参りました平和條約には、このようにわが国の國憲の最高機關である国会の立法權を、金縛りにするような工作が行われてゐるということが言え

るのであります。これがわれ／＼の反對の第一点であります。

第二の反對の点は、本法案の審議にあたりまして、政府はただ一片の表を参考資料として提出したのみでありまして、漠然と建物十六億、動産が八十億、株式百十四億、預金が一億、債権が五千万円、工業所有権が五十億、合計二百六十九億円の補償の對象になることが予定されてゐる、という程度のことが明らかになつたのみでありまして、私は國民も国会も十分納得し得る具体的な資料を提出することを切に要望いたしました。夏堀大蔵委員長を通じて政府に交渉していただいたのでありますが、この資料の提出は政府によつて無視されております。何ゆゑに政府はこれを明らかにすることができないのか。われ／＼はまことにふしぎにたえないのであります。こういう点につきましても、政府自身が国会の審議權を非常に輕視してゐると言わざるを得ません。そういう観点からわれ／＼は反對するのであります。

第三の反對の点は、本法案の補償の大部分が英米關係であります。具体的なことを國民と国会に発表せず、大國のみの部分を優先的に補償するといふ根拠は一体どこにあるか。大東亞戦争によつて日本帝國主義の侵略の犠牲になり、最も深刻な被害を受けたのはアジアの諸國でないかといふことは明らかであります。この諸國に對する補償をあとまわしにして、いち早く毎會計年度において百億ずつを計上いたしました、これらの大國の優先補償をするといふことは、まことにわれ／＼は理解に苦しむものであります。

第四の反對の点は、本法案の補償の根拠についてであります。戦時中に國家主義によつて行われた敵産處理であるとか、あるいは戦時特別措置等によつて受けた連合国の財産の補償に對しましては、當然戦敗國として補償の責任のあることは言うまでもありません。しかしながら交戦國の戦闘行為による被害の一切を、わが國が補償するという責任を負ふことは、はたしてい

わゆる和解と信頼の講和と言ひ得るかどうかという問題であります。戦時中行われたアメリカ空軍のあの無差別爆撃によつて受けた被害といふものは、われ／＼國民が身をもつて體驗したのであります。その際に一緒に受けた連合国財産の被害の補償を、全部わが國の國民が負担しなければならぬことと思ひます。イタリヤの平和條約におきましては、損害補償の三分の二を負担させるといふことになつてゐるのであります。こういうに和解と信頼の講和に基くこの平和條約の内容は、決して和解と信頼に基くものでなくて、こういう内容が擬装されてゐるということ、われ／＼は指摘せざるを得ないのであります。

こういふ観点から、わが党は本法案に對しまして反對するのであります。

○農林委員長代理 上林與市郎君。

○上林委員 日本社会党第二十三控室は、連合国財産補償法案に反對いたします。なお反對の討論の理由は本會議等において申し上げます。

○農林委員長代理 討論は終局いたしました。

これより本案の採決を行います。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○農林委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決せられました。なお本案に對する報告書の作成及び提出手続等につきましては、委員長に御一任を願ひます。

○農林委員長代理 次に在外公館等借入金金の返済の実施に關する法律案を議題といたします。引続き質疑を継続いたします。

○塚田委員 公定四、やみ六という数字をお出しになつたのは、いつごろのことであつたか。

○石田政府委員 先ほど申し上げましたやみ六、公定四、これは大体借入金金のピーク時をとりまして、そのピーク時につきまして比較をしよう。さつき答弁がとゞかした形になりましたが、京城におきましては大體昭和二十一年の四月から八月までがピーク時ということになつております。そこでそれらのものを毎月とりまして、それを平均いたしました、大體京城につきましては一升が七十二円八十銭という数字となつて参ります。それからまた東京の方は、先ほど申しましたやみ六、公定四、四十六円四十三銭という数字が出て来るのであります。これで参りますと、大體一円は現地通貨の一円五十七銭という数字が出るのであります。いろ／＼なことから申しまして、この評價につきましては一応建前はそれにとりまして、端数は整理する。そういう場合に、端数整理と

いうことで一円五十銭というふうな結論を出したわけでありませう。

○塚田委員 これはこの評価の基準がうまく出て来ないので、最後にあれもこれもとお考えになつたあげく、米にたどりついたと言われる事情はよくわかるのでありますけれども、どうもこの米にたどりつかれて米を基準にされたというところが、結果から見ても必ずしも感ずるべきではありません。このうまい行かなかつたというふうな感じは、同じ米というもので日本内地の米の需給の状況と、それから朝鮮の米、満洲の米、みな私は違ふと思つてゐます。日本におきましては、米が非常にたくさんあるのですから、朝鮮も大体たくさんあつて、みな米を食へてゐる。満洲になると米といふものはそうたんとない。普通は外から入つてゐたのだ。そういう状態のところでは、何か突発事故が起れば、そういうものが他のものよりも特殊に、非常に値が上るといふことは当然に考えられるのですから、そういう異例に値が上ると考えられるものを換算基準に持つて来たことは、考え方としては別に私はどうも感ずるべきではありませんけれども、どうも非常に適正を欠くといふことになりはしないか、こういうふうに思ふのです。ことにこの間も私が申し上げたように、その米を基準にされたために満洲において、関東州といふゆる満洲国との間に非常な違ひができてしまふといふような事例も出て来る。従つて私は、そういうものを基準にお考えになつて来た数字を、全面的にどういふと云ふのではありませんけれども、一応米を基準にして出て来た数字を、結

果から見ても常識で納得の行くように是正された方がよいのではないかと。必ずしも米の上から出て来た数字がこうだろつといつてそれにとらわれず、是正して行かれるといふことがよいのではないかと。またその方が換算基準を御設定になつた気持にも合ひ、また結果から見ても公平観念に合ひと思ふのですが、その点はどうか。

○石田政府委員 換算の基準といつたしまして米にたどりつきました経緯は、申し上げた通りでございます。その間におきまして、やはり常識的に見てどうであらうかといふことは、大きな一つの基準として存在したわけでありませう。たとえて申しますならば、換算率をとることが非常識だといふことになつて捨てましたのは、これはどうもわれわれの常識に合わないという観点から捨てたわけでございます。たとへば朝鮮とかタイとかいふところは、これは米の多いところでございます。そういうふうなところで米をとるのは少しゆるいではないか、こういう事情もあるかと思ひます。そういう点はそのまま行つても、別に政府が特に苛酷なことをしたとか、ひどいことをしたとかいふことにはならぬと思ひます。満洲なら満洲はこうりやんではないか、こういうことになるのでございます。この場合におきまして、われ／＼は他方においてこうりやんといふものがどういふ動きをしたかといふことは、数字をできるだけ集めておるわけでございます。それで米の動きとこうりやんの動きといふものが、非常に違つた動き方をしている場合におきましては、米をとることはおかしいではないかといふことが言えるかと思ひます。しかし大

体米の動き方とこうりやんの動き方といふものを見ましたときに、大体同じような傾向において動いてゐる、こういうことをわれ／＼は一方において確かめておるのでございます。ただ何と申しますか、すべてこうりやんにしてしまふか。たとえば満洲はこうりやんにする、華中は小麦にする、各地ばらばらにいたすといふことになりませう。これはそれ／＼の間の換算基準の値段の割合と申しますか、そういうものを何によつてやるのだといふことが問題になつて来るわけでありませう。そこで米の値段といふものをとりまして、今申しましたやうないろいろな補助資料といふものを見た場合におきまして、まあ／＼これならいいだろうといふことで、総合的な結論が出て来たわけでありませう。

な常識的であるか、常識的でないかといふ点につきましては、この前も申し上げたのでございますが、その非常な違ひは、いわゆる終戦前におけるところの常識といふものと、終戦後におけるところの現地の事情がどう動いたかといふこと、そういうものの関係がそこに出て来るだろうと思ひます。戦前の状態といふものをスターティング・ポイントにして、それを常識とするのがいいのであるか、あるいは戦後において借入れ等が行われたときにおける実情を基礎にした常識がいいのか、それを働かせた点において出て来た食い違ひはあつたかと思ひます。

○宮澤委員 ちよつと関連して、ただいまの塚田さんの質問の中に換算率の基準の問題がございましたが、大陸方面の換算率の基準を、たとえば債権債務の換算率をきめる場合は、米のみで

はきめておりません。大体日常生活水準、ことに米、綿、綿布、茶、しよゆ、みそ、こういうものを生活必需品として債権債務の換算率をきめておる。だから米のみできめるということとは、大陸における慣習を無視してゐるやうに考えられますが……。

○石田政府委員 これは先般もいろいろさういふ点の御質問がございました。できるだけ多くの品物の数をとつてきめることが理想的であらうと思ふのでございます。できるだけさういふ努力をしたのであります。各地の事情がそれ／＼違ひ、また資料等もはつきりしたものが入手できないという事情から、やむを得ず、米の数字が一番皆さんの持つておられる数字でありますので、それによつたわけでございます。

○塚田委員 次に問題を先に進めまして、この換算率で私日本の今日の円で支拂われる金額に換算をしてみた場合に、非常に少額のものに相当する数字であるのではないかと。たとえば五百円未満のものがどのくらいあるか、あるいは場合によつては五百円未満になつてしまふものもありはしないか、そういう統計をとつたことがありになりませう。

○石田政府委員 五百円未満がどうか、百円未満がどうかといふ数字は、実はまだとつておりません。ただ千円未満の件数がどのくらいになるだろうかといふ点については、一応数字をとつておきまして、先般も大体十三万件という数字を申しましたが、その中で千円未満の数字については、大体四万百件くらいに相ならうかと思つております。

それから本案の審議に関連しますので、また繰返しますが、一応千円以上五万円未満の件数は九万四千件くらいになつてゐるかと思つております。

○塚田委員 これは非常にごめんどうであらうと思つておりますが、千円未満の四万一百件の具体的統計をぜひともつづつてみていただきたい。これは実は委員会において修正案を出すために、いろいろ予算数字を考えてみる上にも必要と思ひますので、早急につくつて各位にまわしていただくやうにお願いいたします。

次にお尋ねしたいのは五万円以上で打ち切りになる分でありませうが、ここに預載してゐる表で行くと、五万円以上で打ち切られる数字は二千二百九十八件だ、こういうことなんです。この数字は間違ひありませんか。

○石田政府委員 実は大口の借入金の中には、たとえば上海のように最低を儲備金の一億円として、それ以上というふうなまとめたところもありませうし、その他各地にもいろいろ事情がありまして、何人かがまとまつて出したといふものがありますから、この数字はあるいは減るのではないかとと思つております。

を引きました金額にならうかと考えておられます。

○塚田委員 そうすると約四億七千万ぐらゐが打切られることになるのです。この点がやはり私は——この間の参考人の意見の中に、口数も金額も大したことはないのだから、政府の腹の見せどころとして打ち切らぬ方がいんじやないかという御意見があつたので、この点は相当考慮した方がいゝと思うのですが、一応まず約二千三百件、四億七千万円が五千万円ぶち切られる。憲法違反にひつかかるかひつかからないかという数字である、こういうふうに考えていいわけですね。

○石田政府委員 そういふふうにならうれば解釈いたしておきます。

○塚田委員 それから私の法文を読んでおつて非常に妙に感じるのは、二條と四條の關係であります。二條には借入金というものを定義してありまして「この法律において「在外公館等借入金」とは、在外公館等借入金整理準備審査会法の規定により外務大臣が國の債務として承認した借入金をいい、そう言つておきながら、四條の方では借入金の金額というものを規定して、借入金の金額は借入金プラス三割だ、こういうことになつてゐるのですが、その間の關係はどういうふうに了解したらいいのですか。

○石田政府委員 二條の方の借入金と申しますのは、昭和二十四年法律第百七十三号における借入金、すなわちこの借入金については修飾句がついてございまして「法律の定めるところに従ひ、且つ、予算の範囲内において、将来返済すべき國の債務として承認することにより。」要するにまだ

確定しない要素を含んだ借入金でございまして、四條の方におきましては、この借入金を本法律案における借入金の借入金とする、こういう違いでございまして。

○小山委員 塚田委員のなん／＼の質問によりまして、非常にこまかくいろいろな事情であるとか、あるいは法律關係を聞いたのでありますが、根本は塚田委員が言われたごとく、この法律で借入金債務は設定されるのか。いわば形成権としてこの債務は決定されるのか。あるいはすでに在外公館で借入れをしたときに國の債務が発生しておつて、これはそれを確認するための法律なのか。これの根本のところを政府として意見をまとめていただきたい。

○石田政府委員 それは、質問は始終堂々めぐりをいたします。だから根本は、そこで初めて五千万円の限度を切る、これが安当なかどうかということの問題も起りますし、千円未満の借入金を千円程度にしたかどうかという議論も起る余地があり、あるいは起る余地がない、そういう問題にもひつかつて来ますからして、政府として根本の法律論をひとつきめてかかつていただきたい。それには法務總裁その他の意見もあるでしょうから、その上でないと議論が進まない。これをひとつ御注文申し上げておきます。

○石田政府委員 本法案を提出いたしましたときには、一応大蔵省と法務府とはよく相談をいたしまして、その間においては大体意見の一致を見ておると思つております。その立場は、在外公館等の現地における借入金を、國の確定債務というふうにはそれ自体としては見られない。これはどうするかと

いいますと、法律によつて新しく國の債務として確定する、こういう考え方をとつております。なおそれが單一の法律でありますならば、その点は誤解がなかつたと思つておりますが、その法律が三回にわかれて、すでに二回法律が出ておまして、そのあとに本法案が出ておる。第一回、第二回の法律においてはまだ確定せざる部分を残しておる。今度の法律においてその未確定の部分が確定いたしましたして、全部合せて見れば、この三つの法律によつて國の確定債務の内容がはつきりする、かような解釈をしておる次第であります。

○小山委員 そうするとこういうふうな解釈すればいいのであります。つまり在外公館において現地で借入れたものは、未確定の債務ではあるが、ともかく一つの國の債務である。ただその債務の内容を確定するについて、いろいろ／＼な條件が出て来るのである。従つてその條件を定める法律を今こゝへ出しておるのである、こういう意味であります。

○石田政府委員 法律論を申し上げておるわけでございますが、法律案といひましては、現地における借入金のいづゆる借入れが行われてから、第一回の二十四年の法律が出るまでは、法律的にははつきりしなかつた、こう考へておるわけでございます。二十四年の法律がまず出まして、それから二十六年のこの前の法律が出て、今度の法律が出まして、この三つの法律によりまして國の債務ということが確定するところの内容を備える、かように考へておる次第であります。

○小山委員 そういたしますと、政府の考え方は昭和二十四年の——多分法律第百七十三号だろつと思ひますが、百七十三号で初めて國の借入金としての性質が出て来たのである、こういうふうな御解釈ですか。

○石田政府委員 法律的措施はこの二十四年の法律第百七十三号が初めてである、こういうふうに考へております。

○小山委員 法律的措施が初めてであることはわれ／＼もより承知してありますが、法理論的に言つてその百七十三号で借入れ債務というものが設定されたのかどうか。それともそれ以前にすでに債務があつたものを、百七十三号で一つの輪郭を與えたのか。塚田委員から聞かれておる根本はそれであるし、われ／＼が問わんとする疑問もそれです。

○石田政府委員 現地におきまして、外務大臣の電報を基準といたしまして、いろいろ／＼の事実があつたといふことはいなめない事実であらうと思つております。これをそのときに確定的な國の債務があつたと見るかどうかという問題については、非常にはつきりしない点がある。これをはつきりさせなければならぬといふことで、二十四年の法律第百七十三号から、その法律的性格をはつきりする措置がとられ始めたのである、こういうふうに解釈しております。

○小山委員 そういたしますと、どうもわからない点が一つ出て来る。と申しますのは、現地においてとられたいろいろな仕事は、事の性質上は政府のなすべき仕事をかわつてやつた。法律でいへば事務管理である。事務管理したものはそれだけの債権が発生するわけですから、つまり現地において政府のなすべきことをなした部分については、理論上は少くともそのときに債務が発生してゐる、こういうふうに見るべきものではないですか。

○石田政府委員 この問題は終戦に伴いますところの混乱時代に起つたものでございまして、法律論をいたしまして、たとえば先ほど法制局の方のお話もございまして、國の債務としてほんとうにやるためには、初めから法律的にいへば／＼の手が打たれてしかるべきものがあつたと思つたのですが、そういうことなしに行われた、こういう事情に相なつております。

○塚田委員 これはやはり小山委員の言われるように、一度法制局と御相談になつてはつきりとした御説明を願ひたい。それは今理財局長の御説明を伺つて行つた場合に、その考え方が来れば、命令が行つた、さて幾ら借りてゐるかわからないといふことだから、幾ら借りたかといふことを調べる段階は、それは未確定なのだ。しかし幾ら借りたのだという認定をして、換算して来てさう十千万円になつた、五千万円ぶち切るといふことは、これはやはり問題にならない。だからはつきりある債務の金額がきまつたといふことであるれば、ぶち切るといふことはできないわけですね。しかしそのはつきりあるといふこともよくわからないのだが、それからきめて行つたのだといふことになれば、さて出て来た数字を幾らにぶち切られようが、それはこの法律でなさるのだからいい。やはり最後にそこところの一つ問題がある。そこで私も現地で、外務大臣から在外公館へ指令が行つた。しかし幾ら借りたもの

か何もわかつていない。だから審査会法によつて審査会をつくつて、そこへ呼び出して、幾ら借りたのか、それからどういふ用途に使つたのかといふことで、ほんとうになるほど当該の用途に使われた金額がこれだけだといふ確認をなさる段階は、これはこの法律でやられたものと思う。そのところが、どうしても最後の一点がうまく割切つて出て来ないものだから、私どもも違憲なのか違憲でないのかといふ問題の決断がつかない、こういうことなのです。どうかひとつ御相談になつておいていただいて、別の機会に法制局と両方お越し願つて御説明を願う、こういうことをお願いいたします。

○宮腰委員 先ほどから塚田委員からも再三質問されておりますが、在外公館が金を借りるという場合には、これは民法上の債権債務であります。従つてこのあるかないかといふ債権上の問題は、民法によつて確認されるものでありまして、この法律で確認されるのは適當ではないのじやないか。そこでこの法律は、全般的にはそういう問題の手續規定であつて、本来の実体上の權利義務の問題は民法上で片づけ、民法上に関する行為で確認するのが原則だ。そういう意味で、私はこの現在提出された法律は、そういう關係の手續の法律に考えられるのですが、どんなものでしょうか。

○石田政府委員 在外公館等借入金整理準備審査会法という一番初めの法律ができましたときに、この「借入金」を、法律の定めるところに従い、且つ、予算の範囲内において、「という」と書いてございます。それからその次の法律におきまして、「返済の方法

は、國民負担の衡平の見地から、公正且つ妥當な基準に基いて定められなければならない。」といふことであります。これが純然たる民法上の債務であるといふことでありますならば、何もこのいふ断り書きがなくてもよかつたのではないかといふことは、逆に申しますれば、これは純然たる私法上の確定債権であるといふ立場を従来政府はとつて来なかつた、そういうことじやないだろうかと思つております。

○宮腰委員 そうすれば、政府は最初からこのいふ債権債務を無制限に承認すること自体が、國家の財政上困るといふ考え方から前回の法律を出して、今回またこのいふ法律を連続に出しておる、そういうふうに見えるのです。が、いかがなものでしょうか。

○石田政府委員 問題になつておりますところの五万円をもつて打切るといいますか、そういうふうな点からいろいろと御疑問が起つておるようでありますが、その点につきましては、この前の法律案をつくる場合において、政府は適當なる制限を設けなければならぬといふことを申しておるのであります。この法律案を提出するときに卒然と起つた問題ではないといふことを申し上げておるわけでございます。

○塚田委員 何べんも／＼恐縮ですが、御相談になります場合のその問題点としてひとつお考えおき願ひたいのは、政府は前二つこの法律三つでもつて縛つたとお考えになつておるのです。全部を今在外公館借入金と常識的に考へておる。ところがわれ／＼の言うのは、政府がこれで縛つたのだと思つておられるものの中に、これら三つの法律に書かれない債権、債務關係が

あるのではないか、こういうことなんです。もし本質的に書かれないものがある、この法律で縛つたとお考えになつていてもそれはだめなんです。から、そのところをはつきり御検討願ひたい。

○奥村委員長代理 本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時二分散会

〔参照〕

連合國財産補償法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第十二回国会衆議院大蔵委員會議
録第三号中正誤

頁 段 行 誤 正
一 三 三 積立金の 積立金を

昭和二十六年十一月十三日印刷

昭和二十六年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所